

申請日は空欄で持参してください。
郵送の場合、送付する日付を記入し
てください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職
印が必要。また、委任状（申請者の
押印必要）を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

印

法人の場合は、法人登記事項証明書のと
おり記入してください。

個人の場合は住民票どおりに記入してく
ださい。

※個人の場合で屋号の使用を希望する方は
括弧書きで記載してください。

例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業
の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業
廃棄物の種類及び積替え又は保管
を行うかどうかを明らかにするこ
と。)

収集運搬（積替え保管を含む。）

廃PCB等（高濃度PCB廃棄物を除く。）

PCB汚染物（高濃度PCB廃棄物を除く。）

積替え保管の有無を明記のこと。

限定は()内に記載のこと。

※「PCB処理物」は、岩手県内に処理施設がないため、基本的に
発生しませんが、特殊な洗浄処理に伴って現場で発生するものを
運搬したい場合等には、個別に窓口にご相談願います。

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号12-3456-7890

岩手県盛岡市内丸10番地1

(岩手県盛岡市盛岡町1234番56、78番90)

事業場

電話番号12-3456-0789

岩手県花巻市花城町1番41

契約事務を行う事務所を記載して
ください。※『住居表示』で記載。
地番が異なる場合は下に()書きし
てください。注意事項3(1)参照

事業の用に供する施設の種類の

「地割」、「番地」、「号」等は省
略しないこと。

1. 車両 ダンプ2台、脱着装置付コンテナ専用車1台、キャブオー
バ2台、バン1台
2. 容器 漏れ防止型金属容器4個、ペール缶10個、ドラム缶10
個

積替え又は保管を行う場合には、積
替え又は保管を行うすべての場所
の所在地及び面積並びに当該場所
ごとにそれぞれ積替え又は保管を
行う特別管理産業廃棄物の種類、積

収集運搬の場合は駐車場を
記載してください。
土地の登記事項証明書のと
おり『地番』のみで記載して
ください。

《積替え保管を行わない場合》

積替え保管は行わない。

岩手県（盛岡市を除く。）に
積替え又は保管を行う場合
には、所在地等記載するこ
と。行わない場合はその旨記
載すること。

《積替え保管を行う場合》

所在地：岩手県釜石市新町6番50

面積：20㎡

種類：廃PCB等※、PCB汚染物※

上限：40㎡

高さ：2m

備考：屋外保管

※高濃度PCB廃棄物を除く。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号 (申請中の場合には、申請年月日)	
	岩手県	00300000001 00316000001 00326000001	
	宮城県	令和 年 月 日 (申請中)	
		他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(岩手県の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。	
申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
(法人である場合)	英字にもふりがなを忘れずに。	住民票どおりに記入してください。「地割」、「番地」、「号」等の省略はしないこと。	
(ふ り が な) 名 称	住 所	法人登記事項証明書どおり記載してください。	
岩手県株式会社	岩手県盛岡市内丸10番地1		
(株、有)と省略しないこと。			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、「の」の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)		
役員(法定代理人が法人である場合)	・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。 ・ふりがなも忘れずに記入してください。 ・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		
いわて 岩手 一郎	S20.2.2	岩手県盛岡市内丸10番1号	代表取締役
もりおか 盛岡 次郎	S30.3.3	岩手県盛岡市内丸10番1号	取締役
きたかみ 北上 梅子	S50.5.5	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番	監査役
はなまき 花巻 さくら	S40.4.4	岩手県花巻市花城町1番地	執行役(仙台支店長)
きん 金 五郎	S30.7.7	韓国	顧問
くじ 久慈 五郎		岩手県久慈市八日市1番1号	
外国人の本名、日本名にルビ		役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は記載してください。	

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	10,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
いわて いちろう 岩手 一郎	S20.2.2	500株	岩手県盛岡市内丸10番1号	
		50%	岩手県盛岡市内丸10番1号	
いわてけん 岩手県 かぶしがいいしや 株式 会社		500株		
		50%	岩手県盛岡市内丸10番地1	
(株、(有)と省略しないこと。				
英字にもふりが なを忘れずに。				
住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、 氏名、本籍及び住所を記入してください。 (内丸10-1のように省略しないこと)				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
いわて しろう 岩手 四郎	S.20.6.6	岩手県北上市水沢大手町5番地4
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢大手町5番地の4
法人登記事項証明書に 支配人の登記があった場 合、政令使用人として記載 すること。なお、役員を兼 務している場合は、申請書 第2面の役員に記載する こと。		
使用人に該当する方は、 ・本店又は支店の代表者 ・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契 約権限を有する者。 使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支 店、事業場又は事務所の代表者であって、岩手県内における特別 管理産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第六号の二（第九条の二関係）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

（PCB 廃棄物のガイドラインに即した方法等で行うことを具体的に記載してください。）

- ① 廃 PCB 等※及び PCB 汚染物※の収集運搬に当たっては、保管状況の事前確認を行うとともに、積み込み及び積下しの際に立会し、別添の方法で行います。（「環境保全措置の概要」）参照。
- ② 運搬に当たっては、漏れ防止型容器（別添参照）を用い、漏れないように運搬するが、保管中に破損、漏れ等がある場合には、別添の方法により液抜きを行う。
- ③ 保管場所から回収したものは、積替え保管施設に集約後、花巻環境㈱に運搬する。
- ④ 業務の実施に当たっては、排出事業者と文書による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェストで伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。
- ⑤ 運搬中の安全管理・運行管理・緊急時の対策については別紙のとおり。

※高濃度 PCB 廃棄物を除く。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	（特別管理） 産業廃棄物の種類	運搬量 （t / 月 又は m ³ / 月）	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は 保管を行う場所の 所在地	予定運搬先の名称及び所 在地（処分場の名称及び 所在地）
1	廃 PCB 等※ PCB 汚染物※	10t/月	液状・固形 状	岩手県電源開発㈱ 岩手県奥州市水沢 大手町 5-5	なし	岩手県電源開発㈱ 保管場所 岩手県一関市竹山町 7-5
2	廃 PCB 等※ PCB 汚染物※	10t/月	液状・固形 状	岩手県庁製作所㈱ 保管場所 岩手県二戸市石切 所字荷渡 6-3	岩手県釜石市新町 6 番 5 0	花巻環境㈱ 花巻市花城 1-41
3						
4						
5						

※高濃度 PCB 廃棄物を除く。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格 A 列 4 番）

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者または使用者	備 考
1	ダンプ	岩手001 あ 11-11	10000kg	岩手県株式会社	
2	ダンプ	宮城001 い 22-22	10000kg	〃	
3	キャブオーバ	岩手001 う 33-33	4000kg	〃	
4	キャブオーバ	岩手001 え 44-44	2000kg	〃	使用権原を有する者を記載してください。
5	バン	盛岡001 え 55-55	2000kg	〃	
6	脱着装置付コンテナ専用車	岩手110 お 66-66	3000kg		自動車検査証又は自動車検査証記録事項の「最大積載量」を記載してください。
7					自動車検査証又は自動車検査証記録事項の「車体の形状」を記載してください。
8					
9					
10					

事務所の所在地

申請書第1面に記載のとおり

駐車場の所在地

申請書第1面に記載のとおり

(2) その他の運搬施設概要

申請書第1面の「事業の用に供する施設の種類及び数量」の「容器」の内容と統一して記載してください。

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
漏れ防止型金属容器	PCB汚染物	〇〇m ³	4個
ペール缶	PCB汚染物	〇〇ℓ	10個
ドラム缶	廃PCB等	〇〇ℓ	10個

申請書第1面の「事業の用に供する施設の種類及び数量」の「容器」の内容と統一して記載してください。

(日本産業規格 A列4番)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

所在地：岩手県釜石市新町6番50

面積：20 m²

種類：廃PCB等(※)、PCB汚染物(※)

上限：40 m³

高さ：2 m

備考：屋外保管

※高濃度PCBを除く

- ・申請書第1面の記載と整合させること。
- ・積替保管を行わない場合は「**該当なし**」と記載。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・車両毎の用途

収集運搬車両6台を使用し、廃PCB等※及びPCB汚染物※を運搬する。

・業務を行う時間、休業日

原則午前8時から午後5時までの業務とする。

休業日は年末年始、盆期間、土曜日、日曜日及び祝祭日とする。

※高濃度PCB廃棄物を除く。

<PCB 廃棄物について>

（下記事項についてガイドラインに基づき記載し、用紙が不足する場合、別紙として添付。）

・事前調査、委託契約、収集・運搬の方法、表示、標識など

収集運搬業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載してください。

日付の記載を忘れずに記載してください。
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

従業員数内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	1 人	1 人	人	6 人	8（内1名 運転手兼任） 人	1 人	19 人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は、申請書第2面にも記載してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載してください。

（日本産業規格 A列4番）

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散防止対策

P C B 廃棄物※の運搬に当たっては、保管中の専用容器ごと、漏れ防止型金属容器を使用し運搬する。
(金属容器は、ワイヤーロープで運搬車両に固定する。) <漏れ防止型金属容器等の詳細について記載>
・積込み・積下し時の立会や方法等について記載

② 悪臭、騒音、振動対策

運搬車両から、悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じない措置内容を記載してください。
悪臭、騒音、振動を発生させないよう、廃 P C B 等※、P C B 汚染物※は密閉型の運搬容器に入れワイヤーロープで固定し運搬する。

③ P C B 廃棄物※の収集運搬に係る緊急時の対策

ア P C B 廃棄物※の収集運搬の状況を随時確認するため、G P S を設置 (別添仕様)
イ 緊急連絡体制、連絡設備、携行書類について記載 (緊急連絡体制は別添のとおり)
ウ 収集・運搬中の事故等による P C B 廃棄物の流出、火災等の被害を防止するために、車両には、防護衣、吸収材等の応急設備を常備。(応急設備の概要は別添のとおり)
また、破損、漏れがあった場合、液抜きを、コンデンサ等が大型の場合は、解体を別添の手順で行う。

④ 作業従事者教育 (ガイドライン、受入基準を満たす教育内容、方法、報告等について記載)

※高濃度 P C B 廃棄物を除く。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

《 積替え保管がある場合 》

積替え後の運搬先が定められている特別管理産業廃棄物を、適切に保管できる量を超え、又は性状に変化が生じないうちに搬出する。(詳細は別添のとおり、施設平面図、立面図等必要な図面、書類を添付)

《 積替え保管がない場合 》

積替え保管を行わない。

岩手県内に県外において発生した特別管理産業廃棄物を搬入、または、岩手県内の特別管理産業廃棄物を県外に搬出する場合の必要手続きについて記載してください。

(3) その他

県外において発生した特別管理産業廃棄物を岩手県内の処分場に運搬する際には、排出事業者と岩手県の間で事前協議の終了後、搬入する。

また、岩手県内の特別管理産業廃棄物を搬出する場合は、搬出先を管轄する自治体において事前協議等条例で定められている手続きが必要か確認し、必要な場合は事前協議終了後に搬出する。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号	岩手001 あ 1111		
前 面 写 真	注意事項 ・ 車両の前面(真正面) を撮影すること。 ・ ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	注意事項 ・ 車両の側面(真横) を撮影すること。 ・ 名称等の車体の表示が確認できること。 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名(事業者名)」、「許可番号下6桁」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付 すること。 ・ 他社の社名やロゴが表示されていないこと。		
		撮 影	年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	漏れ防止型金属容器	用 途	P C B汚染物
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。			

運搬容器等の名称	ペール缶	用 途	P C B汚染物
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
		撮 影	年 月 日

(第8面)

※事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

※…この様式にはこれから収集運搬を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。

すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

内 訳		金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額		10,000	
土地	3,000	総額と内訳の合計が一致するように留意してください。 $3,000 + 2,000 + 5,000 = 10,000$	
事務所			
収集運搬車両	2,000		
積保施設	5,000		
調 達 方 法	自 己 資 金	5,000	・「調達方法の合計」＝「事業の開始に要する資金の総額」になるように留意してください。 ・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。
	借 入 金	5,000	
	(借入先名)	岩手県庁銀行	
	そ の 他		
	増 資		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること			

(第9面)は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する(預貯金残高証明書の日付等)
青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用) 令和〇年〇月〇日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
現金預金	岩手県庁銀行 (普通預金)		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
受取手形			
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。		資産の合計金額を記載してください。	29,000
負債の種別		数量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。 負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

(日本産業規格 A列4番)

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- ・各役員及び政令使用人等に確認したうえで、誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。
- ・押印は不要です。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者

住 所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏 名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

PCB 廃棄物収集運搬業更新申請書の添付書類の省略について

☐	事業計画（様式第六号の二の 1・3～5）
☐	運搬容器
☐	随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具
☐	PCB 作業従事者
☐	事故時に応急措置を講ずるための設備又は器具
☐	廃 PCB の性状に注意すべき事項
☐	廃 PCB の性状に応じた取扱い
☐	緊急時の連絡方法

上記一覧表に○印を付した事項については、変更ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

申請日を記入してください。

申請者氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

押印は不要です。

岩手県収入証紙貼付欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規） 81,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）